

令和8年度 再任用教職員 募集のお知らせ

令和7年7月

少子高齢化が進み、全国的に生産年齢人口が減少する現状に対して、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承するため、令和5年度より定年が段階的に上げられました。

ただし、60歳以降の職員について、健康上、人生設計上の理由等により、多様な働き方を可能とすることへのニーズが高まり、短時間勤務を希望する職員が想定されることから、年度末60歳到達教職員及び61歳到達教職員を対象に再任用職員（定年前再任用短時間）、及び年度末62歳～64歳到達職員に暫定再任用教職員の継続募集を行います。

定年前再任用短時間制は、職務給の原則に則り定年前と同等の業務に従事するとともに、服務規律も定年前と同様に適用されることとなります。また、その対象を継続勤務に対する意欲と能力のある者としています。

暫定再任用制度は、定年の引上げにより、令和4年度以前の再任用制度は廃止されましたが、定年の段階的な引上げ期間においては、年金受給開始年齢までの継続的な勤務を可能とするため、令和4年度以前と同様の暫定的な再任用制度を設けたものです。

1 対象職員

<定年前再任用短時間職員>

令和8年3月末に60歳あるいは61歳に到達する（した）職員

募集退職等により60歳到達前に退職する（した）場合は応募できませんが、

下記に該当する場合は、暫定再任用職員に応募できます。

<暫定再任用職員>

下記(1)～(3)のいずれかに該当する職員を対象とします。

(1) 令和7年度末に62歳～64歳に到達する（した）職員

(2) 施行日（令和5年4月1日）前に正規職員を退職し、60歳に到達している場合

① 定年退職又は勤務延長後退職した者

② 25年以上勤務して退職した者のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、再任用又は暫定再任用をされたことがある者

(3) 施行日（令和5年4月1日）以後に正規職員を退職し、再任用募集年度の定年（令和7年度末に62歳）に達している場合

① 定年退職又は勤務延長後退職した者

② 定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者

③ 25年以上勤務して退職した者のうち、次に掲げる者

ア 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

イ 当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者

2 職務内容

対象者の希望、勤務経歴や適性等を踏まえ、職務給の原則に則り定年前と同等の業務に従事します。

3 任期

□ 定年前再任用短時間職員については、昭和39年度生まれの職員は令和8年4月1日から令和9年3月31日（定年退職日）まで、昭和40年度生まれの職員は令和8年4月1日から令和11年3月31日（定年退職日）までとなります。暫定再任用職員については、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

ただし、再任用も「採用」の一形態で、従前の勤務実績等に基づく選考採用であり、また、所定の定員内で行われるものですから、希望しても再任用されない場合があります。

□ 任期の更新は、定年前再任用短時間職員についてはありません。暫定再任用職員については、当該職員の更新直前の任期における人事評価結果を基礎として所属長からの内申により勤務実績が良好であると確認できる場合に、1年単位で最長、満65歳になる年度まで更新が可能です。

□ 定年前再任用短時間職員・暫定再任用職員は毎年、異動対象者となります。

4 勤務形態

□ 定年前再任用短時間職員は週23時間15分勤務とします。

□ 暫定再任用職員は、フルタイムは週38時間45分、短時間は週23時間15分勤務とします。ただし、必ずしも希望通りの勤務形態となるわけではありません。

□ 短時間勤務は、週3日勤務で1日の勤務時間が7時間45分の形態、又は4日・5日勤務で1日の勤務時間が7時間45分よりも短くなる形態となります。

□ 短時間勤務の勤務日（勤務時間）の割振りについては、業務内容や配置人数を勘案して配置校で決定します。

□ 定年前と同様に、時間外勤務等を命じられる場合があります。

5 給与

☐ 給料

再任用職員として任用された役職ごとに次の職務の級に格付けし、それに
応じた俸給月額を支給します。

○教育職俸給表（一）

（円）

職務の級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
フルタイム	279,100	308,200	336,600	421,900
短時間(23h15m)	167,460	184,920	201,960	253,140

○教育職俸給表（二）

（円）

職務の級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
フルタイム	276,000	303,400	330,000	411,900
短時間(23h15m)	165,600	182,040	198,000	247,140

○一般俸給表

（円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
フルタイム	191,000	217,900	262,600	282,700	298,000
短時間(23h15m)	114,600	130,740	157,560	169,620	178,800

○医療職俸給表（二）

（円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
フルタイム	192,200	218,400	250,700	264,400	290,500
短時間(23h15m)	115,320	131,040	150,420	158,640	174,300

☐ 手当等

令和 7 年度より住居手当も支給されるようになりました。

※扶養手当・退職手当は支給されません。

○支給される主な手当等

管理職以外	教職調整額(教育職のみ)、俸給の調整額(教育職のみ)、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当(教育職のみ)、期末手当及び勤勉手当、時間外勤務手当（教育職以外）、定時制教育手当(教育職のみ)、特殊勤務手当、住居手当、児童手当（フルタイム職員のみ）
管理職	教職調整額、俸給の調整額、通勤手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、期末手当及び勤勉手当、定時制教育手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、児童手当（フルタイム職員のみ）

※ 短時間勤務職員の時間外勤務手当については、1 日 7 時間 4 5 分までは支給割合が 1 0 0 / 1 0 0 となります。

○期末勤勉手当支給月数（勤務成績が良好な場合）

	6 月期	12 月期	計
期末手当の支給月数	1. 25 月分	1. 25 月分	2. 5 月分
勤勉手当の支給月数	1. 02 月分	1. 02 月分	2. 04 月分
計	2. 27 月分	2. 27 月分	4. 54 月分

※ R7. 7. 1 現在の関係規定により算定

【参考】週 2 3 時間 1 5 分勤務で再任用された場合の年収例

級	職務	教育職俸給表（一）		教育職俸給表（二）	
		俸給月額	年 収	俸給月額	年 収
2 級	教諭	167,460 円	約 303 万円	165,600 円	約 300 万円
特 2 級	主幹教諭	184,920 円	約 339 万円	182,040 円	約 334 万円
3 級	教頭	201,960 円	約 397 万円	198,000 円	約 394 万円
4 級	校長	253,140 円	約 527 万円	247,140 円	約 509 万円

※ R7. 7. 1 現在の関係規定により算定

級	職務	一般俸給表		医療職俸給表（二）	
		俸給月額	年 収	俸給月額	年 収
1 級	主事 栄養士	114,600 円	約 203 万円	115,320 円	約 204 万円
2 級	副主査 栄養士	130,740 円	約 231 万円	131,040 円	約 232 万円
3 級	主査・主任 栄養副主査	157,560 円	約 282 万円	150,420 円	約 270 万円
4 級	事務主幹 栄養主査	169,620 円	約 308 万円	158,640 円	約 284 万円
5 級	総括事務主 幹・栄養主査	178,800 円	約 365 万円	174,300 円	約 317 万円

※ R7. 7. 1 現在の関係規定により算定

【参考】フルタイム勤務で再任用された場合の年収例

級	職務	教育職俸給表（一）		教育職俸給表（二）	
		俸給月額	年 収	俸給月額	年 収
2 級	教諭	275,300 円	約 497 万円	272,100 円	約 491 万円
特 2 級	主幹教諭	304,000 円	約 556 万円	299,100 円	約 547 万円
3 級	教頭	332,200 円	約 634 万円	325,500 円	約 626 万円
4 級	校長	416,600 円	約 832 万円	406,600 円	約 803 万円

※ R7. 7. 1 現在の関係規定により算定

級	職務	一般俸給表		医療職俸給表（二）	
		俸給月額	年 収	俸給月額	年 収
1 級	主事 栄養士	185,100 円	約 327 万円	186,200 円	約 329 万円
2 級	副主査 栄養士	212,000 円	約 375 万円	212,300 円	約 376 万円
3 級	主査・主任 栄養副主査	255,800 円	約 459 万円	244,200 円	約 438 万円
4 級	事務主幹 栄養主査	275,600 円	約 501 万円	257,500 円	約 462 万円
5 級	総括事務主幹・栄養主査	290,700 円	約 571 万円	283,100 円	約 515 万円

※ R7.7.1 現在の関係規定により算定

6 配属先

職員の希望や対象となる所属の業務の状況、人員配置の必要性等を総合的に勘案して決定します。

7 選考方法

直近の勤務実績（人事評価など）、再任用する職の業務遂行に必要とされる知識又は技能、職務に対する意欲、健康状況等の観点から、選考を実施します。また、選考に当たっては、必要に応じて、面接を行う場合があります。

8 提出方法

現職継続、退職、定年前再任用、暫定再任用の意向を「職員調書」により、所属長に提出してください。なお、定年前短時間勤務を希望の方は、今回の調書提出が申込みとなります。現在、暫定再任用教職員には、10月に再度、調査を行います。

9 提出先 及び 提出期限

各所属長は、学校人事課、区担当管理主事に、「報告書、職員調書①②③」を提出してください。

令和7年8月5日（火） ※期限厳守

10 結果通知

- ☐ 定年前再任用短時間勤務職員の選考結果は、9～10月頃を予定しています。暫定再任用職員の選考結果は、令和8年2月末日を目途に通知します。
- ☐ 勤務校の決定は、令和8年4月期人事異動の内示と併せて行います。

11 その他

- ☐ 再任用にかかわって、不明な点は、学校人事課までお問い合わせください。